

附 則 (平成二四年九月一四日政令第二
二七号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年九月十五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令附則の改正規定、第二条中補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第一条の改正規定（（同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）を削る部分に限る。）、第三条から第五条まで及び第七条の規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十五年四月一日

附 則 (平成二六年二月五日政令第二十三
号) 抄

この政令は、廃止法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一九日政令第
四〇七号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

附 則 (平成二七年三月一八日政令第七
四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二五日政令第七
八号) 抄

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二六日政令第
三九六号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。